

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第5条関係

磁気ディスク、シー・ディー・ロム等の具体的な媒体名を「電磁的記録媒体」に改正を行うものである。

(2) 第23条関係

条文の見出しを「掲示」から「掲示等」に改めるとともに、関連する文言の整理を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。